

ハウステンボスワッセナー 建築デザインガイドライン

1) 概要

ハウステンボス・ワッセナーの住宅はハウステンボス全体の調和が取れるように、有料ゾーンと同じく、17世紀から19世紀のオランダの住宅をモデルにしています。いくつかの典型的オランダ住宅デザインを基本にして、各戸一つ一つ異なった個性豊かなディテールをちりばめており、町全体の美しさは、一軒一軒の美しさが基になって成り立っています。ここに住宅を持つ方々が、優れたデザインの街並みの中でよりよい環境を創造し、この風景をいつまでも維持できるように当地区のデザインガイドラインを設けることとします。

オランダ住宅をモデルとした建物の基本的イメージを崩さず、同時に個性豊かなデザインをなしえるよう、このデザインガイドラインは以下の内容から成り立っています。

- (1)ゾーニングとモデルタイプ
- (2)基本シルエット
- (3)素材
- (4)ディテール

(伝統的な4タイプのオランダ家屋)



帆船、漁船用の木材をもちい、耐候性にすぐれた濃緑色の船体塗料を外壁に使用し白の縁取りをした、港町の家をモデルにしています。



大きな茅ぶきの屋根と屋根裏部屋を特長とする、シンプルな間取りの農家をモデルにしました。ワッセナーの家屋では、屋根は瓦を使用しました。



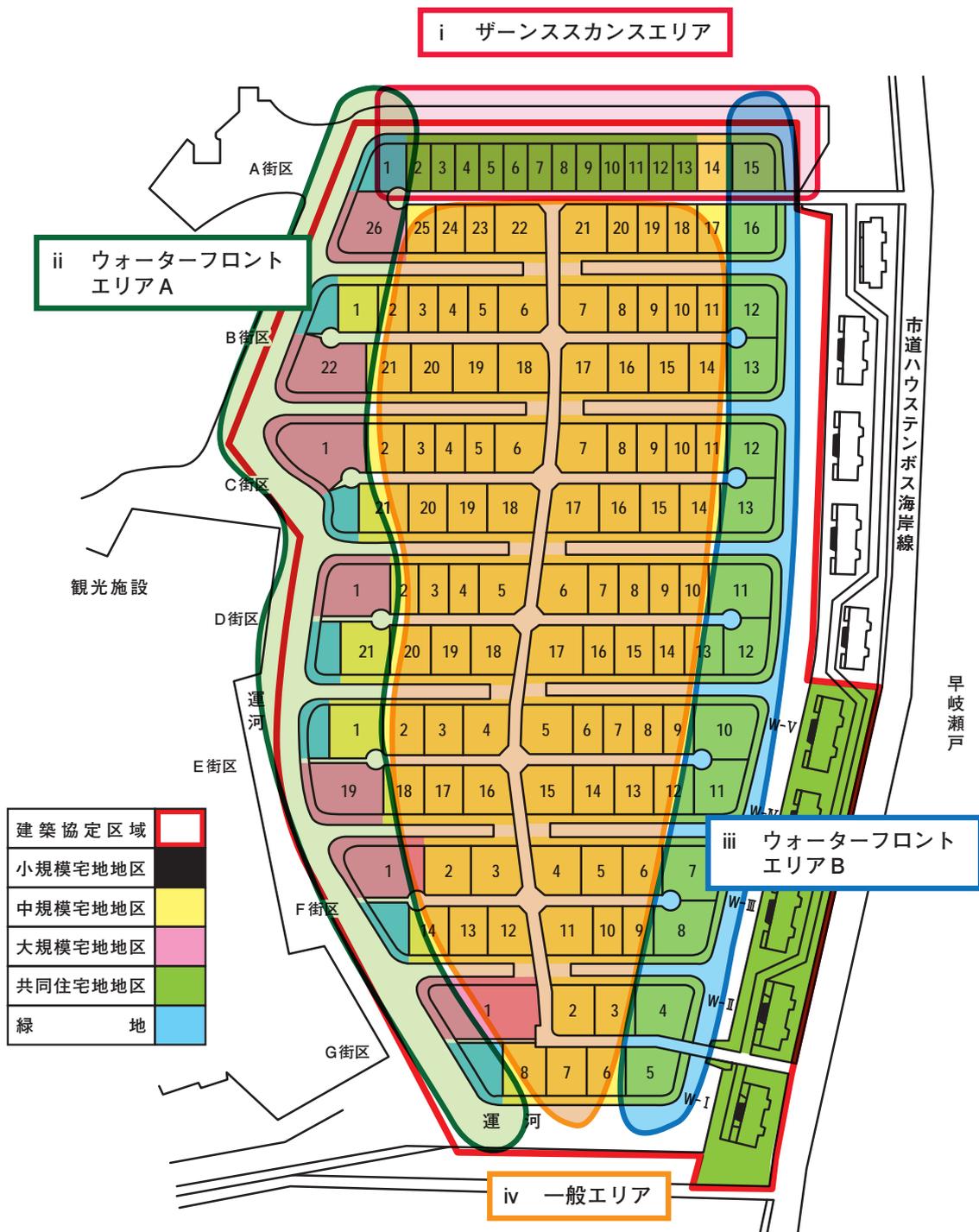
オランダの郊外で多く見られるこのタイプは、伝統的な3つのタイプと比べ、ベルギーやフランスなどの様式を採り入れたプランです。



オランダのレンガ造りの大邸宅がモデル。外観は総2階で、シンメトリーを基調としています。

2) ゾーニング

ワッセナーの中では、エリアによって建物が個性付けられています。エリアごとにデザインの考え方が異なり、相応のガイドラインをもちます。



i ザーンススカンスエリア

*緑色の板壁を持つ典型的漁村の住宅デザイン。イメージを忠実に守る必要があるエリア。



ii ウォーターフロントエリアA

*パーク内から見渡せる、シンボルとなるエリア。

最高級の邸宅が並び、厳密なデザインコントロールを行う必要がある。



iii ウォーターフロントエリアB

*運河に面した大きな邸宅がデザインイメージ。

高級なイメージを損なわないデザインが必要。



iv 一般エリア

イメージを守りながら、個性を反映させ、よりよい環境を目指すエリア。他エリアに隣接する区画はそのイメージを考慮する必要がある。



3) デザインガイドライン

部位別にデザインポイントを列挙します。

(1) 屋根

①形状：切り妻、寄棟、腰折れ、複合

勾配は1：1.2～1.5程度の急勾配とする。

軒、けらばの出は主に設けない。樋飾りで軒代わりとする。

高さは1層分（3M程度）以上とする。

②素材：S瓦葺き同等、庇、ドーマー屋根等部分的に金属板、

もしくはコロニアル葺き

*推奨品：瓦

③色調：素焼きオレンジ色から焼きすぎのこげ茶色まで、茶系統色。もしくは黒。



*関連：ドーマー
煙突
棟飾り
妻飾り



(2)外壁

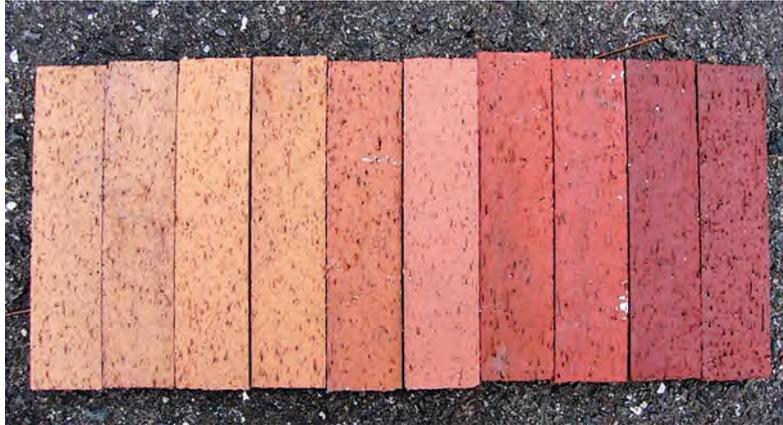
①素材：レンガタイル張り。漆喰風塗装、一部石風塗装。

*推奨品：レンガタイル

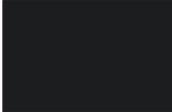
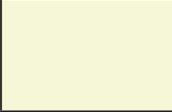
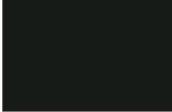
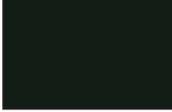
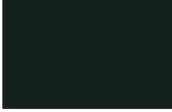
180×40程度ボーダータイル 粗面のもの

張りパターン：オランダ積み、役物使用のこと

②色調：レンガタイル 素焼きオレンジ色から焼きすぎのこげ茶色まで
サンプル参照

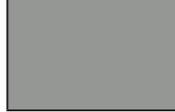


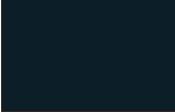
漆喰風塗装 白から薄ベージュ、薄クリーム色
他アクセントカラー 色サンプル参照

色見本	色NO.	ベース色	色見本	色NO.	ベース色
	01 半ツヤ	シグマ 3816		101 半ツヤ	シグマ 4872
	02 半ツヤ	シッケンズ G40888		102 半ツヤ	シグマ 4872-66 4823-33
	03 半ツヤ	シッケンズ G00884		103 半ツヤ	シグマ 4872-33 4823-66
	04 半ツヤ	シッケンズ F20788		104 半ツヤ	シグマ 4823
	05 半ツヤ	日塗工 P4-362		105 半ツヤ	シグマ 4823 4871 中間
	06 半ツヤ	シッケンズ Wit238		106 半ツヤ	DIC-F176

※色見本はあくまでサンプルであり、実際の色味とは異なる場合がございます。
ベース色品番をお確かめの上、ご利用ください。

色見本	色NO.	ベース色
	201 半ツヤ	DIC-F177
	202 半ツヤ	DIC-F244
	203 半ツヤ	日塗工 P33-145
	204 半ツヤ	DIC-724
	205 半ツヤ	日塗工 P30-143
		

色見本	色NO.	ベース色
	301 半ツヤ	DIC-F139
	302 半ツヤ	DIC-F147
	303 半ツヤ	DIC-F149
	304 半ツヤ	DIC-F98
	305 半ツヤ	日塗工 M22-634
	306 半ツヤ	日塗工 M25-621

色見本	色NO.	ベース色
	307 半ツヤ	日塗工 P25-635
	308 半ツヤ	日塗工 P29-644
	309 半ツヤ	日塗工 M9-833 シグマ 1813
	310 半ツヤ	日塗工 M22-742 シグマ 5818
	311 半ツヤ	日塗工 M22-739
	312 半ツヤ	S0.05.65 195

色見本	色NO.	ベース色
	313 半ツヤ	日塗工 P22-742
	314 半ツヤ	日塗工 P5-851
		
		
		
		

(3)窓

- ①形状：縦長を基本とする。化粧棧も縦長方形になるように割ること。
サイズはできるだけ大きくとるとオランダイメージがある。
(オランダ建築の多くは木軸構造なので、組積造の建物に比べ開口を大きく取れるため、他のヨーロッパ建築に比べ、窓が大きい特徴を持つ。)
下階ほど縦長、上階ほど高さが低くなる。
上げ下げ、片開き、両開き等

- ②素材：アルミサッシ、木製サッシ
*推奨品：アルミサッシ

- ③色調：主に白系統、グリーン系統、色サンプル参照。
化粧棧は主に白。

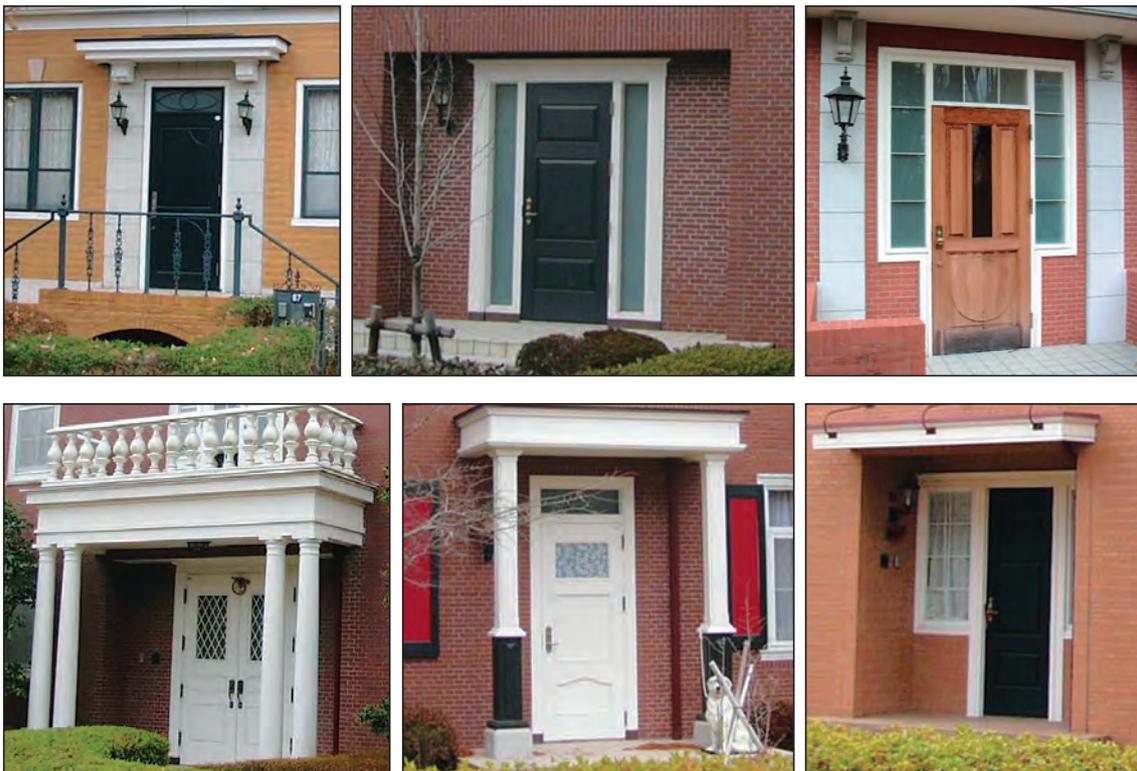
- *関連：開きシャッター
棧上下レンガ化粧張り
室内飾りカーテン



(4)扉

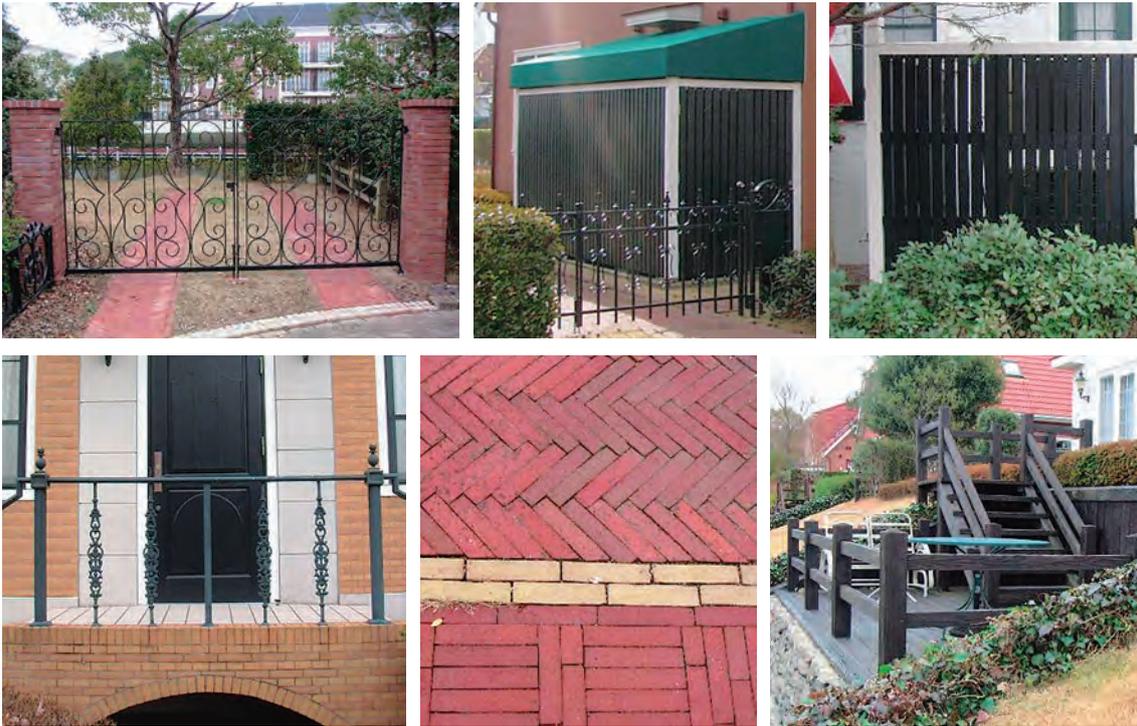
- ①形状：片開き、両開き、欄間、化粧枠
- ②素材：主に木製
- ③色調：白系、グリーン系、オイルステイン系

* 関連：欄間飾り
底



(5)外構

- A 門扉：スチール鋳物製、既存品同等
- B ガレージ、カーポート：新ガイドライン「建築物」「工作物」参照
- C 外部床仕上げ：レンガ敷き、ピンころ敷きを基本とする。
- D 外部照明：明るすぎない照度設定とする。
イルミネーションについては新ガイドライン「建築物」「工作物」
その2参照



注) 当該ガイドラインは(株)日本設計が作成しました。

(5)外構のBガレージ、カーポート及びDイルミネーションについては、新ガイドラインで新たに規定されたため、旧ガイドラインから削除しています。



建築協定ガイドライン 「基本的な考え」

1) 建築に関しては厳しいルールを設ける

ワッセナーは日本でただ一つの、運河に囲まれたオランダの古き良き街並みを再現した住宅地区です。これこそが、他の分譲地や別荘地とは決定的に違う価値を生み出しています。この唯一無二の街、ワッセナーが将来、よくある普通の別荘地になってしまわぬよう、建築物の外観に関しては厳しい基準とルールが適用されるべきと考えます。

2) 建築協定の示す数値制限は最低限の順守事項

ワッセナーに建てる家は、建築基準法等の法律やその上に位置する建築協定に書かれた数値基準さえ守っていれば、何を建ててもいいのでしょうか？

否です。私たちはさらに上位に「オランダらしさ」や「全体との調和」「ハイグレード感」というものがあると考えます。建築協定や今のガイドラインが示す数値制限は、このワッセナーに家を建てる際の最低限のルールであり、守るのが当たり前の事柄にすぎません。むしろ、こうした「オランダらしさ」や「調和」「グレード感」が醸し出されているかどうかを重視したいと考えています。

3) 定期的な点検と補修

ワッセナーの住宅は、「日本で唯一無二の景観を構成する財産」です。従って、オーナーには「管財」という観点がとても重要だと考えます。手入れを怠れば当然時間の経過とともに朽ちていき、自分の物件そのものの財産価値ばかりではなく、ワッセナーの住宅全体で協力して創り上げ保ってきた景観という共有財産を毀損してしまいます。管財の観点から各々の住宅を気遣い、手間をかけて手入れをすることは、決して「苦」や「面倒」ばかりではありません。むしろ積極的に楽しんで頂ける「道楽」と思ってもらえることが理想です。

4) 違反状態は、新しいオーナーが改修する

これから創っていくガイドラインやルールは、当然そのルールが出来た以降の新築や増改築を行うオーナーに対して適用されます。それ以前に完成している家や工作物を持つオーナーには適用されません（法の不遡及）。ただし、オーナーが変わった場合は、新しいオーナーは過去の経緯に関わりがありませんので、原則として自分の物件にガイドラインに沿わない状況（違反状態）がある場合は改修をお願いすることになります。これが繰り返されることで、ワッセナーを次の世代にも永く受け継いで行って頂けるものと考えます。従って、売却等で新オーナーに物件を引き渡す際は、旧オーナーはその物件に違反状態があるかどうかを把握し、確実に新オーナーにその内容を伝える必要があります。

建築協定ガイドライン「新築」「増改築」

現在の建物を取り壊し、新たに建物を建てる場合（新築）または建物の外観を大きく変える場合（増改築）においては、委員会による以下の各審査を受け、すべてにおいて承認を得なければなりません。

1) 事前審査

新築の場合は、事前に以下の1)以降、増改築の場合は2)以降の審査を受け、承認を得なければなりません。

(1) イメージ写真審査

建物を新たに建てる場合（新築）は、下記のいずれかの写真の物件をイメージしたデザインとしなければなりません。

- ① ワッセナー建設当初に、その区画に建っていた物件の写真
- ② 委員会があらかじめ選定し、提示したオランダ民家の写真
- ③ オーナーが持参し、委員会が承認したオランダ民家の写真

(2) 建物全体デザイン、パース審査

新築、増改築の場合はパース画および敷地上での建物配置図を提出の上、建物全体の外観デザインや大きさ、位置等についての承認を得なければなりません。

- ① 新築の場合は、1)の写真審査で承認された写真と実際の建物外観デザインが大きく違ってはならない
- ② 建物の面積、位置、大きさ等が下の基準に沿っていなければならない
 - (ア) 建築協定の規定の範囲内にあるか（建築協定第6条の2、同細目1及び2）
外壁後退距離、建物の高さ、隣地境界との距離等
 - (イ) 他の物件と同程度の大きさや位置にあるか
大きさ：同じエリアの最大値と最小値を除く平均値から大きくかい離していないこと
位置：他の物件の壁面を結んだ線(基準線)から大きく逸脱していないこと
敷地内の建物位置が、他の物件と大きく異なること
- ③ オランダらしさ
全体としてオランダ民家のイメージが保てていなければならない
- ④ 高級感、ハイグレード感
全体としてワッセナーにふさわしい高級感、ハイグレード感がなければならない

(3) 建物細部デザイン、パーツ審査

新たに使用する建物各部の詳細設計図、部材仕様、見本写真等を提出の上、各パーツそれぞれについて下記の審査を受け、承認を得なければなりません。

- ① 既存のデザインガイドラインに規定がある場合は、それに準拠しているか
- ② オランダらしさが保たれているか
タイルの張り方、色使い、素材等

③高級感、ハイグレード感があるか

細部に細かい配慮があるか 安価な汎用国産部材ではないか等

④近隣と調和しているか

門扉、車庫扉、煙突カバー、サービスコート等は原則としてハウステンボスグリーン（濃緑色）に統一する

近隣の同目的のパーツに比して、位置、大きさ、形状、材質等が著しく異なっていないか

2) 着工許可

事前審査にて、すべて承認を得た場合は、委員会から正式に書面による着工許可書を発行します。各審査において不備の指摘、または改善要請をされ、工事の進行中にそれを改善することを前提に工事を行う場合は、着工許可証に条件としてその旨を記載するものとします。(条件付き着工許可)

3) 中間審査

オーナー（または工事責任者）は予定されている工期の中間程度に、委員会に立ち入り審査を要請し、下記(1)(2)について審査を受けなければなりません。

- (1)委員会に提出され承認されたとおりの内容で建築が進んでいるか
- (2)条件付き着工許可となったものは、その条件が改善されているか

(1)(2)が正当な理由なしに守られていない場合は、委員会は直ちに工事の中止を正式に要請するとともに、既に発行した着工許可書を取り消すことができます。

この場合、問題を指摘された部分を改善するまでは、工事を進めることはできません。

また、委員会はこの中間審査時点に追加で、事前審査(1)～(3)に関する新たな改善要請を出すことができ、その場合は正当な理由なしにその要請を拒否することはできないものとします。

4) 完成審査

オーナー（または工事責任者）は工期がほぼ終了した段階で、委員会による立ち入り審査を要請し、下記(1)(2)について審査を受けなければなりません。

- (1)委員会に提出され承認されたとおりの内容で仕上がっているか
- (2)中間審査時点で委員会から追加で要請された事柄が守られているか

(1)(2)が正当な理由なしに守られていない場合は、委員会はその部分の工事のやり直しを要請することができます。その場合は正当な理由なしにその要請を拒否することはできないものとします。

5) 建築協定ガイドラインを守って頂けない場合の措置

新築、増改築の場合は委員会による①事前審査承認、②着工許可の発行、③中間審査承認、④完成審査承認のすべての段階を経て、初めて「ハウステンボス・ワッセナー地区建築協定（以下、「建築協定」という）」第7条の「委員会の承認」が完了したものとします。

以下の場合、オーナーは建築協定第7条乃至第9条に違反することを認めるものとし、建築協定13条乃至第14条の措置を受けることに異議をとれないものとします。

- (1)事前審査の一部または全部を受けないか、あるいは受けた上で出された改善要請に従わずして、その結果着工許可を得ることなく着工した場合
- (2)着工許可を得た上で着工したが、その後の中間審査を受けることなく完工に至り、事前審査と異なる内容の工事が行われた場合
- (3)事前審査や中間審査で改善要請を受け、その改善が条件となって着工（あるいは工事の継続）が許可されたにも関わらず、これを改善することなく完工した場合
- (4)完成審査を受けることを拒否したり、完成審査において事前審査や中間審査と異なる内容の工事が行われ、その工事のやり直しを拒否した場合

尚、結果的に当ガイドラインを守って頂けなかった物件は、他の協定者が委員会による正式な承認がなされた適合事例として誤解しないよう、共益のために、原則として「非承認物件」として協定者への配布文書やブログ等で公開することとし、オーナーはこの公開に対し異議をとれないものとします。

建築協定ガイドライン「建築物」「工作物」

敷地内に建築物や工作物を作る場合は、事前に委員会に申請の上、承認を得なければなりません。(事前の申請、承認がない場合は工事用車両等の入場は原則として認められません)

工 作 物：一般的に、敷地や建物に定着して作られるもの全般

建 築 物：一般的に、敷地や建物に定着する工作物のうち屋根と柱のあるもの

例：車庫、カーポート、倉庫、サンルーム等

小型工作物：工作物のうち比較的小型で、景観にそれほど影響を与えないもの

例：ピザ窯、バーベキュー台、常設ベンチ、アイアンフェンス、遊具等

大型工作物：屋根はないが景観に影響を与える大型のもの

例：ウッドデッキ、テラス、パーゴラ等

全ての建築物、工作物は、それが建てられた後に40%以上の緑化率を確保されなければなりません。(緑化面積＝道路側3mを除く全敷地面積×40%以上)

1) 屋根のある建築物

(1)ガレージ：中・大規模宅地地区で敷地に余裕がある場合に限り建築・設置することができます。

家と一体となった車庫の増築は、道路側は家屋の壁面より外側にはみ出して作ることはできません。(屋根やシャッター面が壁面より前に出ないこと) また、運河側は法肩に避難経路として1m以上の十分な通路スペースの確保を要します。隣地境界との間を1.5m以上空ける必要があります。ガレージは1階建てのみとします。原則としてガレージの屋根や壁面は、家屋と同種同色のものとして一体感を出し、ガレージシャッターは木製(もしくは木製風)とします。デザインや使用パーツ等の詳細については、委員会による「増改築」審査を受け、各審査の承認を得る必要があります。

(2)カーポート：全宅地で既存の駐車場の位置に設置することができます。

原則として片側または両側支柱の金属製骨組のもので縦置き2台分までとします。天板はアクリル等の透明、または半透明でアールのかかった形状のものとし、カーポートの屋根の前面は既存の駐車場門扉の位置から著しく張り出さず、屋根の側面は道路側から見て家屋に大きくかからないようにします。尚、支柱の色はハウステンボスグリーン(門扉、駐車場門扉と同色)あるいは白または壁面等と調和した色とし、カーポートの側面や後面を柵やパネル等で囲うことはできません。既存の駐車場



カーポートイメージ

の位置上にするため、支柱や屋根は隣地境界から1.0m以内（小規模宅地）または1.5m以内（中・大規模宅地）になることもありますが、オープン形状のため避難経路も確保でき、また遮蔽壁がないため景観上の問題も少ないことから、カーポートに限ってはその位置での建築・設置が容認されます。

(3)倉庫・バイクガレージ、ガーデニングボックス他



倉庫イメージ

サービスコート以外に倉庫やバイクガレージ、ガーデニングボックス等を設置する場合は、ワッセナーにふさわしいと思われるデザインのものを選び、事前に委員会の承認を得る必要があります。いわゆるホームセンター等で販売される一般的なスチール倉庫やボックスをそのまま設置することはできません。この場合は、ハウステンボスグリーンに塗装するか、同色の木柵で囲み、目隠しを施す必要があります。

(4)サンルーム（コンサバトリー）

建物と一体感ができるように設計、デザインされたコンサバトリーに限り設置することができます。道路側は既存の壁面までとし、運河側は法肩に避難経路として1 m以上の十分な通路スペースの確保を要します。デザインや使用パーツ等の詳細については、委員会による「増改築」審査を受け、各審査の承認を得る必要があります。尚、コンサバトリーは外部から見える構造のため、設置後に物置小屋として利用することはできません。



コンサバトリーイメージ

(5)サービスコート

サービスコートには屋根を設置することができます。（注：一般的に建築確認申請等が必要な場合があります。施工者に個別に相談ください）屋根は傾斜させ、支柱と壁面は白、またはハウステンボスグリーンの木製のものとします。屋根天板の材質は問いませんが、ワッセナーらしい高級感が必要です。尚、既存のサービスコートを増床するか、あらたにサービスコートに相当するものを設置する場合は、委員会による「増改築」審査を受け、各審査の承認を得る必要があります。

2) 屋根のない大型工作物

(1) ウッドデッキ、テラス

ウッドデッキ、テラスは運河側5 m以内、隣地境界から1.0 m（小規模宅地）または1.5 m（中・大規模宅地）以内に張り出して作ることはできません。運河側からウッドデッキの脚下部分やテラスの基礎部分が見える場合は、低い植栽等で隠す必要があります。ウッドデッキやテラスの囲いや手摺りはそれらの床から1 m程度の高さまでとし（テラスベンチは0.5 m程度まで）、庭や家屋を遮蔽しないよう隙間を多く設けて開放的かつ高級感のあるデザインとします。

(2) パーゴラ

パーゴラは、原則として白色またはハウステンボスグリーン、またはブラウンとし、ワッセナーにふさわしい欧米風のデザインとします。ウッドデッキやテラス上部に設置する場合は、支柱はその盤面内に設け、それ以外の場合は支柱の基礎は運河側法肩から0.5 m以上後退させる必要があります*。屋根のある建築物同様に、隣地境界から1.0 m以内（小規模宅地）または1.5 m以内（中・大規模宅地）、道路側から3.0 m以内（小規模宅地）または4.0 m以内（中・大規模宅地）に柱を立てることはできません。



パーゴライメージ

*例外として既存の法面テラス上に設置することができます。

(3) 人工芝

委員会が推奨する、天然芝をリアルに再現した高級人工芝に限っては法面を含む敷地のどこにも敷くことができます。使用する人工芝の敷設が委員会の承認を得られた場合は、その敷設面積は緑化面積とみなされます。

推奨品 A◎ 形状記憶リアル人工芝

「メモリーターフ」

ユニオンビズ社製

<http://www.memory-turf.com/>

推奨品 B○ DAIMリアル人工芝

第一ビニール社製

<http://item.rakuten.co.jp/saien-factory/c/0000000233/>



クリンプ糸で更に芝を押し上げる!



景観上、法面には芝丈が長めのもの（50 mm 程度）を使用することを推奨します。

3) 小型工作物、その他

(1) 木柵、アイアンフェンス

前面道路側3m以内および運河側に堅牢な塀や長く連続した柵を作ることはできません。同エリアには、ガーデニング用のアイアンフェンスやアーチ、ガーデンライト、花壇の囲いや庭園デザインの一環としての木製、金属製の低い柵やフェンスに限って、設置が可能です。

(2) 法面工作物

法面には既存の階段、既存のテラス、ガーデンライト以外の工作物を設置することはできません（景観に影響を与えない小さなものを除く）。また、削ったり盛り土等を行って、法面の一部または全部の形状を大きく変えることはできません。既存の木製階段はレンガ製の階段に限って改修することができます。また、既存のテラス上には原則として工作物を設置することはできませんが、テラスと一体感があるパーゴラに限り委員会の承認があれば設置することができます。

(3) その他の小型工作物

ピザ窯、バーベキュー台、常設ベンチ、遊具等、景観にそれほど影響を与えない比較的小さな工作物は、法面を除いた敷地内に原則として自由に作れます。但し、奇抜な色使いのものやワッセナーに不似合いなオブジェ、宗教関連設備等は委員会の事前承認を要します。

4) 既存の付帯工作物の補修・改修

(1) 棧橋

原則として既存の木材または人工木デッキ材[※]を用いて、外観、寸法を大きく変更することなく補修または改修を行う必要があります。部分補修の場合は、他の部分と同様の木材を使用します。木材の部分には、定期的な防蟻塗料の塗布を強く推奨します。

※アースデッキEXまたは同等品。見た目も色調も木材に見えることが必要。

(2) 法面階段

既存の木材を使つての補修または、既存の階段の土台を生かしてレンガ製の階段に改修することができます。原則として階段を撤去したり、幅を変えたり、違う場所へ移設することはできません。木材の部分には、定期的な防蟻塗料の塗布を強く推奨します。

(3) 法面テラス（棧橋のない区画に既設の法面上のテラス）

既存の木材を使つての補修または、既存の土台を生かして床面や側面をレンガ製に改修することができます。この場合の改修は既存のテラスの位置、寸法内で行います。原則としてテラスを撤去したり、違う場所へ移設することはできません。木材の部分には、定期的な防蟻塗料の塗布を強く推奨します。

5) 設置後の適切な管理が条件となる工作物

(1) プール、池、その他水の管理を必要とする工作物

デザインや使用パーツ等の詳細については、委員会による「増改築」審査を受け、各審査の承認を得る必要があります。これら水を扱う工作物は、設置後に放置された場合、水質劣化、藻の繁殖等で景観を悪化させるとともに、害虫の発生、悪臭等で近隣へ迷惑を及ぼしかねません。従って、これらの工作物は定期的に以下の管理をすることを承諾して頂くことが必要条件となります。

- ① 長期不在時にはプール、生物を飼わない池等の水を確実に抜くこと
- ② 浄化用または清掃用に、環境に悪影響を与える薬剤を投入しないこと
- ③ 水面や水底の落ち葉やごみを放置せず、定期的な清掃を施し、美化に努めること
- ④ 生物を飼っている池は、水草、微生物、小魚等の育成状況を定期的かつ適正に管理し生態系の維持に努め、常に水が濁らないように努めること
- ⑤ 上記の管理状況が悪く、景観や近隣への悪影響があると委員会が判断した場合は、オーナーは工作物を撤去し、以前の状態に復帰させなければならない。

(2) ライトアップ、イルミネーション等

ハロウィン、クリスマス時期などの季節のイルミネーションやライトアップ設備は敷地内の建築物や植栽等に原則として自由に設置でき、届け出や承認を必要としません。常設のライトアップやイルミネーション設備に関しては工事の申請と承認が必要です。これらの設備は以下の条件のもと許可されます。

(ガーデンライトや防犯用のライトなどは含まれません)

- ① 広告、法人名の表示等、宣伝目的と思われるものは設置できない
- ② 極端に光量の強い物や音の出るものは設置できない
- ③ 設備の点灯は夕暮れから午後10時までとする
- ④ 上記の条件に従わず、景観や近隣への悪影響があると委員会が判断した場合は、オーナーは工作物を撤去し、以前の状態に復帰させなければならない。

6) D I Yでの補修や工作物の設置等

色、材質などの現状を変更しない簡単な補修や塗装、比較的小さな工作物の設置などをD I Yで行う場合は、届出申請は不要です。但し、重機を使用する場合や一部または全部を外部業者に委託する場合は、工事の申請と承認が必要です。